

「電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈」の一部改正案に対する意見公募要領

令和8年5月15日
経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法（以下、「法」という。）第五十五条に基づき、一定の要件を満たす事業用電気工作物を設置する者は、定期に、当該事業用電気工作物について自主検査を行わなければならないとしています（以下「定期自主検査」という。）。

定期自主検査については、電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第94条の3に「(略)十分な方法」で行うものとして定めています。

この「十分な方法」という部分について、その解釈は「電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈（20230310保局第2号）」に定めていますが、当該解釈について、一部改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈」の一部改正案

（詳細につきましては、別添資料を御参照下さい。）

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年5月15日（金）～令和8年6月13日（土）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈」の一部改正案として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

